

# 会議顛末書

						記 録 者	主 幹 佐藤 史帆		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	主 査 係	佐 長	グ ル ー プ 員
	(Blank cells for names)								
件 名	令和5年度第3回情報化推進委員会								
年 月 日	令和6年2月9日(金)								
時 間	午前10時から午前11時30分まで								
場 所	市役所3階庁議室								
出 席 者	<b>【委員】</b> 木村副市長(委員長)、岡田総合政策部長、大貫総務部長、 荒槇福祉部長、坪井健康スポーツ部長、菅沼市民経済部長、 落合都市整備部長、足立議会事務局長 (欠席)中村教育部長 <b>【事務局】</b> 栗山課長、益子課長補佐、宮本主幹、記録者							傍聴 人数	0人
内 容	審議事項  1 庁内DX推進に向けた方針(案)について (事務局説明) 第2回情報化推進委員会にて報告した案について再度検討を行い、より方策を具体化したものとした。まず、第5次情報化推進プランへの対応状況であるが、達成済のものが4件、取組中のものが5件、未着手のものが3件となっている。また今回大きく変更した点としては、具体的な取り組みについての案であり、①デジタル人材育成、②DXの進め方の2案を設定している。 ①デジタル人材育成について、以前行った調査などにより、職員のDX意識向上が未だ十分に図れていないことが判明した。DX推進に向けては、DXへの意識向上が必要である。そのため、人事行政課と協議の上、DX研修を職員階層研修に取り入れる方針。そして「DX推進リーダー」の育成確保を行い、所属部署のDXの取り組みをリードする人材を育成する。 ②DXの進め方としては、デジタル都市推進課からのDX発案のほか、今後新たに各課等からの発案を募り、デジタル化による業務改善を図れるよう、毎年調査・検証の機会を創設する方針。  (質疑) 菅沼市民経済部長 DX推進ワーキングチームの設置などの構想はあるか。 事務局 まずは人材育成のための職員研修を行いたい。既にデジタル人材育成を人事研修に取り入れている自治体もある。研修で育成されたDX推進リーダーを組織してワーキングチームを設置するなど将来的には考えられる。  大貫総務部長 各課等からのDX発案についての吸い上げは令和6年度から開始するのか。前倒しで行うことは難しいか。 事務局 令和6年度からヒアリングを開始し、令和7年度の情報システム中期事業計画に反映させる予定であったが、前倒しは可能。								

大貫総務部長

各課等からの意見の吸い上げは早期に着手してほしい。検証に時間がかかるものは継続調査としても良いと思う。また、各年度1回のみでの調査ではなく、複数回に渡り調査を行い、各課等に検討する機会を多く与えたい。

木村副市長

日常の業務の中で気があった時に提案できるシステムがあると一番良い。DX推進リーダーがいれば良いのだろうが、育成前においては各課等の発案を都度吸い上げる機会があると良いと考える。

庁内DXに向けた方針案については承認とする。DX推進については、スピード感を持って取り組んでもらいたい。

## 2 自治体システム標準化への対応（案）について

（事務局説明）

概要としては第1回情報化推進委員会にて報告したとおり。全国的に令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が義務づけられており、各ベンダー共既存ユーザーの標準化対応に人的リソースが割かれており、新規ユーザーを獲得できる状況にない。そのため、当市の標準化対応は基本的には既存ベンダーにて対応を行い、現行の基幹系システム利用契約満了後の令和7年1月に標準準拠システム稼働とする。例外として、戸籍、戸籍附票システムは既存ベンダー都合により移行日は別途調整。障がい福祉システムについては既存ベンダー撤退のため、新規ベンダーでの標準化対応となり、現在ベンダーの選定を進めている。

標準準拠システム移行後、令和8年度からベンダーがRFIに対応できると想定したとしても、最短で令和12年1月の基幹系システム更新となる。したがって、基本的に令和11年末までは既存ベンダーとの契約となる。

児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステムについては、現在は北日本コンピューターサービス(株)と契約しシステム提供を受けているが、実際のシステム開発・保守は(株)両備システムズが行っている。また、(株)両備システムズは基幹系ベンダーである(株)両毛システムズと「公共マーケット協業に関する協定」を結んでおり、(株)両毛システムズとの一体での契約としたほうがコスト削減、業務効率化につながるため、令和7年1月からのシステム利用に当たってはそのような契約方針とする。

（質疑）

荒槇福祉部長

標準化対応に向けて、現時点での懸念材料はあるか。

事務局

ベンダーが偏るという問題がある。ただし、説明のとおり他ベンダーにおいて新規対応することは困難。そのため、令和8年度からRFIを行い、次期契約に向けてより良いシステムを検討したい。

大貫総務部長

新規ベンダーの対応は難しいとのことだが、障がい福祉システムのベンダー切替は可能なのか。

事務局

障がい福祉システムについては、現在同ベンダーのシステムを利用している自治体は同様に他のベンダーを探している状況だが、1社は応じてくれた。

大貫総務部長

国が示す期限は令和7年度末だが、龍ヶ崎市は1年以上前倒しでの標準化対応となる。各ベンダーは対応できるのか。

事務局

そのスケジュールで各ベンダー共準備を進めている。

木村副市長

児童手当、児童扶養手当、子ども子育てシステムについて、北日本コンピューターサービス(株)と契約しているが、実際には両備システムズ(株)が現在も開発保守を行っているということではないのか。

事務局

その通りである。

資料11ページについて、同一基盤上で動いているシステムは両備システムズ(株)のシステムの方が多いので、両備システムズ(株)と契約した方が良いのではないかと検討したが、同一基板上の茨城県版の医療福祉システムに両備システムズ(株)が対応していないため、各システムすべてに対応できる両毛システムズ(株)との契約となる。

落合都市整備部長

5社のベンダーが契約相手方となるが、令和12年以後のシステム更新の際も複数社が契約相手となるのか。

事務局

マルチベンダー、シングルベンダーのどちらが優れているかもRFIで検討していく。

デジタル庁としては、ガバメントクラウド上にほとんどのシステムが乗ることでシステムの移行も容易になることをメリットとして謳っているが、まだどの自治体もガバメントクラウド上での標準準拠システムの運用を行っていないため、不確定要素が多い。今後システムを運用していくなかで検討を進めていく。

木村副市長

自治体システム標準化への対応案はこれで承認とする。

### 3 イントラ更新について (事務局説明)

現行のイントラネット系システムのリース期間が令和6年2月末で満了。導入から7年を経過するため、新端末への入替等の更新作業を行う。運用変更点としては、①端末配付方法の変更(従来の各課等への配付から、正職員には1人1台の配付、会計年度任用職員には各課等へ希望台数分の配付とする。)、②端末へのログイン方法の変更(二要素認証の廃止)、③グループウェアのバージョンアップ、④メール添付ファイルの受信方法の変更、⑤インターネット閲覧方法の変更、⑥LGWANとインターネット間でのファイル転送方法の変更などである。

(質疑)

なし。

### 4 コンビニ交付の証明書追加及び交付手数料について (市民窓口課説明)

#### (1) 戸籍証明書のコンビニ交付サービス導入について

コンビニ交付での証明発行件数は年々増加している。一方、戸籍証明書については現在郵送及び窓口発行のみでの対応であり、職員及び市民双方に多くの手間がかかっているため、市民の利便性の向上、窓口業務の負担軽減策として戸籍証明書のコンビニ交付サービスの導入について諮りたい。

過去のコンビニ交付検討専門部会では「戸籍システム更新のタイミングで、個人番号カードの普及状況を鑑みてサービスを開始した方が良い」という結論になっていた。戸籍ベンダーからはリプレイスと同タイミングならば対応可能との回答のため、個人番号カードが一定程度普及し、システム更新のタイミングであり、またデジタル田園都市国家構想交付金の交付が見込まれるこのタイミングにおいてシステム構築を行いたい。

手数料については、窓口より100円安く設定し、戸籍謄本・抄本は1通350円、附票の写しは1通200円としたい。

コストとしては、システム改修費用として約1,200万円、ほか年間約385万円のランニングコストがかかる予定。システム改修費用と、導入年度のランニングコストでデジタル田園都市国家構想交付金(補助率1/2)の交付を見込む。

導入の具体的なスケジュールについては、当委員会前に戸籍ベンダーから連絡があり、住基サーバー連携改修の都合で当初の予定より3、4ヶ月ずれ込み、令和7年夏頃サービス開始できる予定。交付金については繰越しを見込む。

(2) 証明書コンビニ交付サービス手数料の減額について

コンビニ交付サービスの証明書発行手数料を10円に減額することによる、コンビニ交付サービスの周知を目的とする。

期間としては、戸籍証明書のコンビニ交付開始と同時に開始し、相乗効果を期待したい。具体的には令和7年3月から令和8年5月までを予定（戸籍証明書の交付開始が令和7年夏頃にずれ込む予定のため、それに伴いずれ込む可能性あり）。

証明書のコンビニ交付件数が令和4年度実績の1万件から3万件に増加したと仮定すると、減収額は1,004万円となる。

なお、同様の施策を実施した近隣自治体では実施効果が確認されている。

また、来庁した市民にアンケートを実施したところ、コンビニで証明書が発行できることを知らない市民が65%、コンビニ交付の証明書が100円に減額されたらコンビニに行くと言った市民が62%、10円に減額されたらコンビニに行くと言った市民が70%だった。

来庁者の増加等の影響により市民窓口課の業務が圧迫されており、窓口の混雑緩和が喫緊の課題となっている。最大限の周知効果を得るため、戸籍証明書も含め、マルチコピー機の最低利用料金である1通10円に、期間限定で引き下げを行いたい。

(質疑)

荒瀬福祉部長

手数料減額について、減収額が約1,000万円とのことだが、窓口の混雑緩和により会計年度任用職員の減員などの見込みはあるか。

市民窓口課

1、2名は削減できると思われる。

大貫総務部長

正職員の配置も減らせるか。

市民窓口課

窓口以外の業務があるため、正職員の減員は難しい。

大貫総務部長

戸籍証明書のコンビニ交付について、作業がずれ込むとのことだが、デジタル田園都市国家構想交付金は繰越しが可能なはずなので、交付金を必ず活用してほしい。

岡田総合政策部長

手数料減額については、アンケートの結果から減額幅を大きくしても市民の意向があまり変わらないようなので、検討の余地がある。周知の際のインパクトが必要だと思われる。

大貫総務部長

証明書は安ければ買うという性質のものではないため、適正な金額を検討する必要がある。

菅沼市民経済部長

期間限定のものなので、減額幅については理解いただきたい。

木村副市長

減額期間を延長している自治体もあるが、必ず期間限定とし、その後は元の額に戻すこと。

坪井健康スポーツ部長

戸籍証明書の交付開始と手数料減額を同一タイミングで開始する必要があるか。

菅沼市民経済部長

元々周知のインパクトを期待して同タイミングでの開始を予定していた。

岡田総合政策部長

戸籍抄本はコンビニでは交付できないのか。

	<p>市民窓口課 令和6年3月から開始する広域交付だと、龍ヶ崎市以外の本籍の戸籍抄本は市役所窓口では交付できないが、コンビニだと利用者申請をすれば発行することができる。</p> <p>木村副市長 戸籍証明書のコンビニ交付については導入時期を検討することとし、手数料の減額については継続審議とする。</p>		
<b>要 措 置 事 項</b>			
<b>情 報 公 開</b>	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日

※ この様式は、会議顛末書その他、報告書（人事課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ顛末書等に適宜表題を変更して使用します。